

雇用情報にほんまつ

令和5年9月号

管内人口(令和5年8月1日現在)

二本松市	51,661 人
本宮市	29,973 人
大玉村	8,731 人

ハローワーク二本松

〒964-0906

二本松市若宮二丁目162番地5

TEL0243-23-0343

雇用動向

令和5年7月内容

- ▶ 有効求人倍率は1.25倍で前月を0.01ポイント上回った。なお月間有効求職者数は1,410人で前月より3.6%減少し、月間有効求人数は1,766人で前月から2.5%減少した。
- ▶ 新規求人倍率は2.02倍で前月を0.26ポイント上回った。なお新規求職者数は311人で前月より11.1%減少し、新規求人数は627人で前月から2.0%増加した。

▶ 有効求人倍率	二本松	1.25 倍	(前月比 + 0.01ポイント)
	福島県	1.39 倍	(前月比 - 0.01ポイント)
	全国	1.29 倍	(前月比 - 0.01ポイント)
▶ 完全失業率	全国	2.7 %	(前月比 + 0.2ポイント)
▶ 新規求職者数	二本松	311 人	(前月比 - 39人)
▶ 新規求人数	二本松	627 人	(前月比 + 12人)
▶ 有効求職者数	二本松	1,410 人	(前月比 - 53人)
▶ 有効求人数	二本松	1,766 人	(前月比 - 45人)

図1 新規求職者数・新規求人数

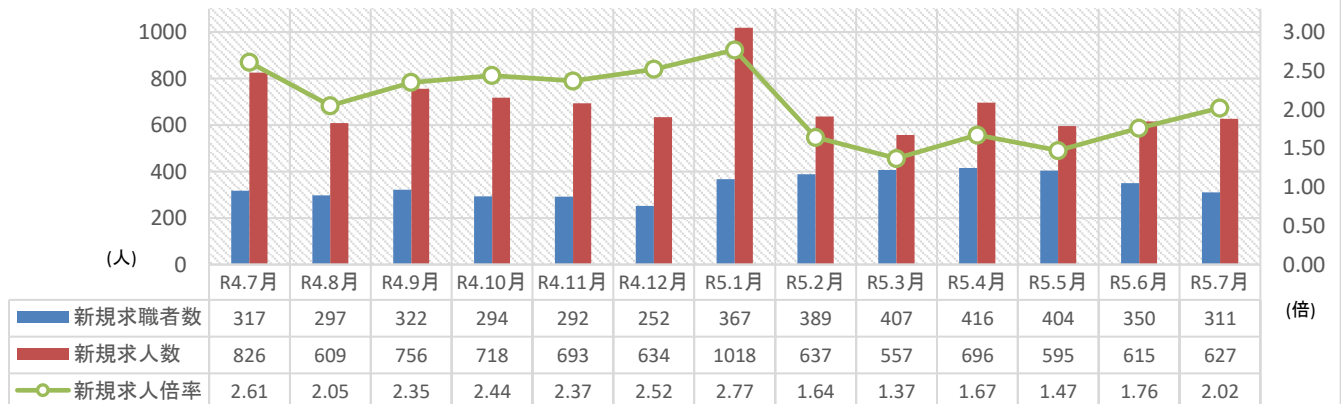
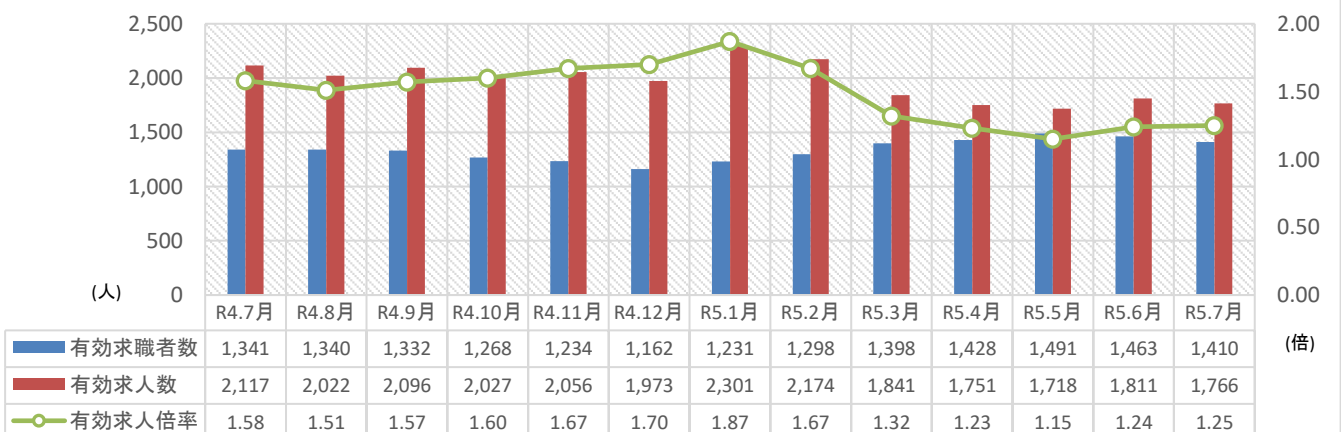


図2 有効求職者数・有効求人数



【表1】一般職業紹介状況

区分	項目	令和5年7月			前月		前年同月		
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	627	-	-	569	615	553	826	726
2	月間有効求人数	1,766	-	-	1,611	1,811	1,625	2,117	1,916
3	新規求職申込件数	311	143	168	309	350	349	317	317
	うち中高年	169	84	85	169	182	181	160	160
4	月間有効求職者数	1,410	720	690	1,404	1,463	1,456	1,341	1,335
	うち中高年	779	415	364	776	819	813	729	724
5	紹介件数	326	186	140	302	337	318	317	296
	うち中高年	169	111	58	154	181	170	163	145
6	就職件数	113	58	55	107	129	122	102	98
	うち中高年	53	27	26	53	75	69	49	46
7	充足数	90	-	-	85	109	102	84	79
8	新規求人倍率	2.02	-	-	1.84	1.76	1.58	2.61	2.29
9	有効求人倍率	1.25	-	-	1.15	1.24	1.12	1.58	1.44
10	就職率(%)	36.3	-	-	34.6	36.9	35.0	32.2	30.9
	うち中高年	31.4	-	-	31.4	41.2	38.1	30.6	28.8
11	充足率(%)	14.4	-	-	14.9	17.7	18.4	10.2	10.9

※学卒を除きパートを含みます。

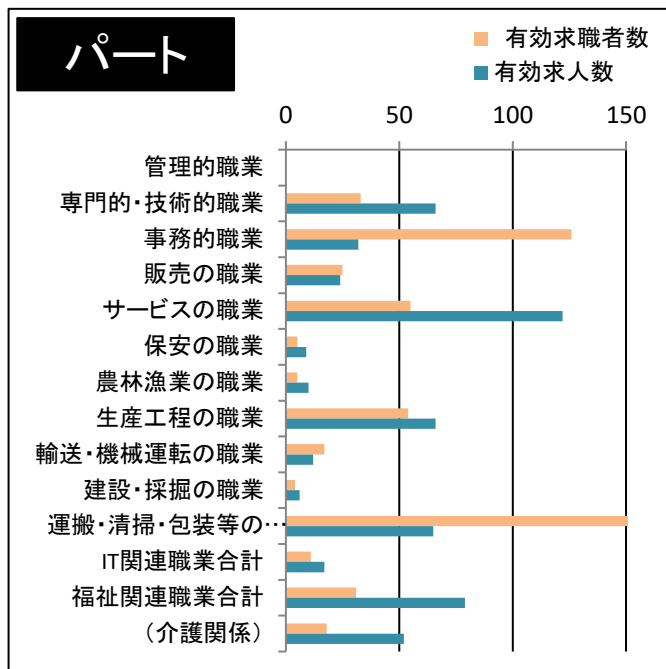
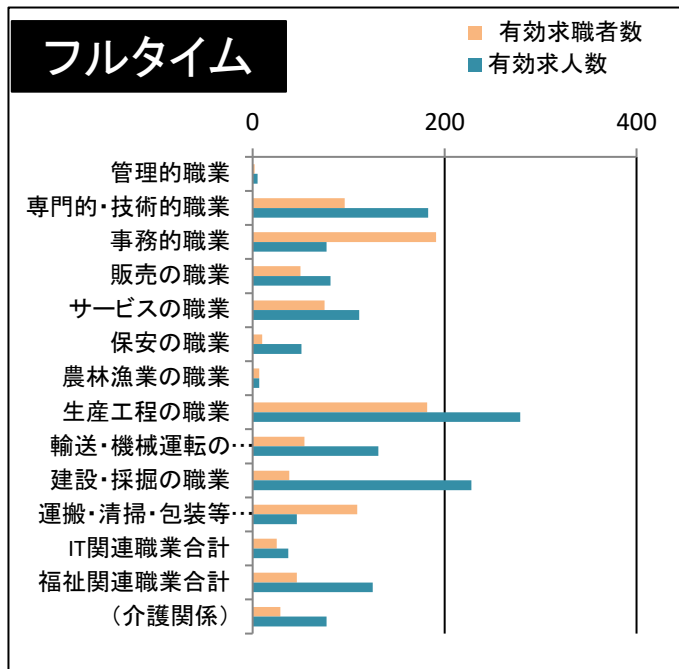
注)男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

【表2】職業別賃金情報・バランスシート

職業	新規求人 平均賃金 (千円)	新規求職 希望賃金 (千円)	有効求人数 (常用)		有効求職者数 (常用)		有効求人倍率 (常用)		
			フルタイム	パート	フルタイム	パート	フルタイム	パート	パート
職業計	225	202	1,199	412	872	532	1.15	1.38	0.77
A 管理的職業	290	130	5	0	2	0	2.50	2.50	-
B 専門的・技術的職業	233	215	183	66	96	33	1.93	1.91	2.00
C 事務的職業	201	187	77	32	191	126	0.34	0.40	0.25
D 販売の職業	247	227	81	24	50	25	1.40	1.62	0.96
E サービスの職業	190	192	111	122	75	55	1.79	1.48	2.22
F 保安の職業	0	140	51	9	10	5	4.00	5.10	1.80
G 農林漁業の職業	0	0	7	10	7	5	1.42	1.00	2.00
H 生産工程の職業	194	191	279	66	182	54	1.46	1.53	1.22
I 輸送・機械運転の職業	266	240	131	12	54	17	2.01	2.43	0.71
J 建設・採掘の職業	267	226	228	6	38	4	5.57	6.00	1.50
K 運搬・清掃・包装等の職業	185	196	46	65	109	152	0.43	0.42	0.43
IT関連職業合計	210	213	37	17	25	11	1.50	1.48	1.55
福祉関連職業合計	229	208	125	79	46	31	2.65	2.72	2.55
(介護関係)	221	183	77	52	29	18	2.74	2.66	2.89
分類不能の職業	0	206	0	0	58	56	0.00	0.00	0.00

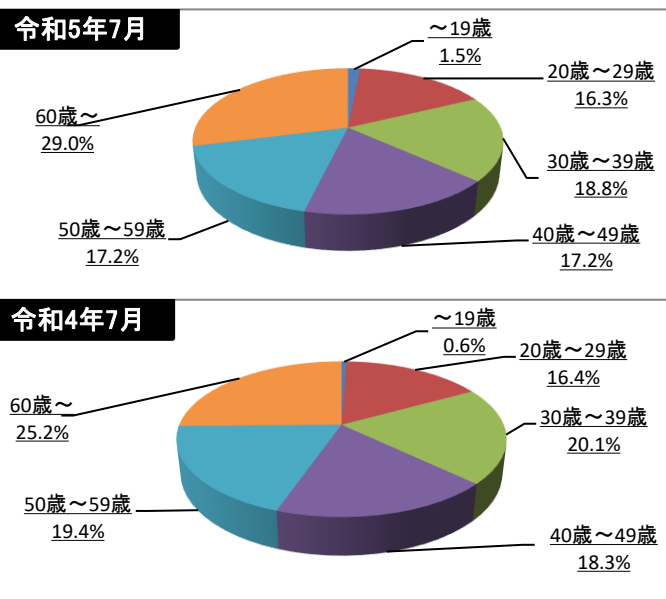
※臨時求人は含みません。このため、本月計と一致しないことがあります。

図3 職業別バランスシート



【表3】年代別有効求職者分布状況 ※パートを含む

年齢	有効常用求職者数		
	令和5年7月	前年同月	前年同月増減
合計	1,404	1,335	69
全体に対する割合	100%	100%	5.2
～19歳	21	8	13
	1.5%	0.6%	162.5
20歳～29歳	229	219	10
	16.3%	16.4%	4.6
30歳～39歳	264	268	▲4
	18.8%	20.1%	-1.5
40歳～49歳	241	244	▲3
	17.2%	18.3%	-1.2
50歳～59歳	242	259	▲17
	17.2%	19.4%	-6.6
60歳～	407	337	70
	29.0%	25.2%	20.8



【表4】雇用保険取扱状況

項目	区分	令和5年7月	前月	前年同月	対前月比	対前年同月比
適用事業所数		1,562	1,565	1,573	▲0.2	▲0.7
被保険者数		26,381	26,380	26,136	0.0	0.9
資格取得者数		309	259	299	19.3	3.3
資格喪失者数		305	265	297	15.1	2.7
離職票交付枚数		199	160	174	24.4	14.4
受給資格決定件数		82	88	61	▲6.8	34.4
初回受給者数		67	79	71	▲15.2	▲5.6
受給者実人員		297	298	306	▲0.3	▲2.9
基本手当総支給額(千円)		34,007	34,880	36,337	▲2.5	▲6.4
特例一時金受給者数		0	2	1	▲100.0	▲100.0
再就職手当支給人員		25	32	23	▲21.9	8.7
教育訓練給付受給者		5	7	5	▲28.6	0.0

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時まで**の提出にご協力ください。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

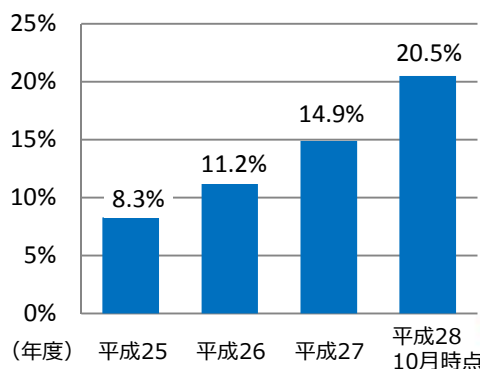
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請**は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時まで**に提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

資格取得届の電子申請利用率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、**時間とコストをかけずに申請できます！**

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225 / F A X：050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

<参考マニュアル> ・オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
・e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。